

# 「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針」の改定

- 医療安全管理者（※1）の業務及び医療安全管理者養成のための研修プログラムは、平成19年に作成された「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針」（以下「現行指針」という）に基づいている。
- 現行指針の課題を抽出するため、平成30年度厚生労働科学研究（※2）を実施した結果、**現行指針は、実際に活動する医療安全管理者の実践状況をあらかた反映できているが、時代に合わせた内容の追記が必要**と提言があった。
- 今般、研究班からの提言や、平成19年以降の医療安全に関する動向等を反映させ現行指針を改定した。

## ※1 医療安全管理者

- ◆医療安全管理者とは、各医療機関の管理者から安全管理のために必要な権限の委譲と、人材、予算およびインフラなど必要な資源を付与されて、管理者の指示に基づいてその業務を行う者である。
- ◆診療報酬上、医療安全対策加算を算定するために医療安全管理者の配置が求められており、医療安全管理者になるには、職能団体等が実施している40時間以上の養成研修を受講する必要がある。

## 平成30年度 厚生労働科学研究班

※2 「今後の医療安全管理者の業務と医療安全管理者養成手法のための研究」

研究代表者 宮崎久義  
日本医療マネジメント学会・理事長

### 【提言内容】

- ◆現行指針は、活動する医療安全管理者の実践状況をあらかた反映できている。
- ◆平成19年以降の関係法令等現状に合わせた追記が必要。
- ◆指針における「医療事故」の定義が必要 等。



研究に基づいた提言

研究への協力

## 厚生労働省

- 提言や、平成19年以降の医療安全に関する動向等を反映させた指針改訂。



業務指針

研修プログラム  
作成指針

## 職能団体等

- 指針を参考に、医療安全管理者としての業務する上で必要な内容を含む通算40時間以上の研修を、複数の職能団体等が実施。



養成研修

## 医療機関

### 医療安全対策加算1（入院初日 85点）

- ◆医療安全対策に係る研修を受けた**専従**の薬剤師、看護師等が**医療安全管理者**として配置されている（要件イ）。
- ◆当該保険医療機関内に医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制が整備されている（要件ロ）。
- ◆当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置している（要件ハ）。

### 医療安全対策加算2（入院初日 30点）

- ◆医療安全に係る研修を受けた**専任**の薬剤師、看護師等が**医療安全管理者**として配置されている（要件イ）。
- ◆医療安全対策加算1のロ及びハの要件を満たしている（要件ロ）。

